

ハラスメント確認書

◇ 以下の方々と相談内容の情報共有を行うことについて、同意します。

- ・ 総務課（ハラスメント事務担当）
- ・ 学生課
- ・ 所属の学部事務長
- ・ 保健管理センター
- ・ 特別修学支援室
- ・ 学生相談室

◇ 大学で対応可能な選択肢のうち、○の対応を希望します。

- ・ ハラスメントとして正式に訴えたい

→情報共有先 総務課、学生課、ハラスメント防止対策委員
(各部局長、事務局長、学部選出委員)

- ・ ハラスメントとして訴えず、部局内で解決して欲しい

→情報共有先 総務課、学生課、所属学部長、学部事務長、
所属学科主任、保健管理センター、特別修学支援室、
学生相談室

- ・ 何も対応する必要はないが、話だけ聞いて欲しい

→情報共有先 総務課、学生課、保健管理センター、
特別修学支援室、学生相談室

してください。

＜個人情報の取扱いについて＞

相談員には相談者のプライバシーを守る義務が定められています。

したがって、相談があったことや相談の内容は、外に出ることはありません。

関係者に協力を求める等の対応策を進める際には、必ず相談者の了解を得て行います。

ただし、相談者や周囲の人に危険が及ぶ場合などは例外とします。

＜ハラスメント相談員の役割について＞

相談員は相談者から聞いた話しをプライバシーを守りつつ、問題解決のために必要な部局に取り次ぐのみとなります。

ハラスメントとして申し立てる場合、相談員はハラスメント防止対策委員会、ハラスメント調査委員会には入りません。

日付 年 月 日

所属 学部／研究科

氏名